

静岡県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設に次のとおり変更があった。

令和4年11月17日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 不在者投票のできる施設の変更

	施設名	所在地
新	富士楽寿園	富士市大淵2087-1
旧		富士市大淵字岩倉4632-1

2 変更年月日 令和4年11月17日